

財務大臣 殿

(法人等名)

(代表者の職 氏 名 印)

財政融資資金短期資金借用証書

金 円也

上記金額を本日財務大臣から下記条件をもって借用しました。

ついては、借入条件を堅く守り元利金は支払期日に相違なく支払ます。

おって、本資金について、財務大臣から随時調査を受け、又は報告を徴されても異存ありません。

記

1 用 途

2 利 率 年 %

ただし、約定利率は、金融情勢に応じて変更されても異存ないものとする。

3 償 還 期 限 (1) 年 月 日

(2) ① 「法人等名」は、この借入金を用途以外のものに使用したときその他財務大臣が繰上償還をさせる必要があると認めるときには、この借入金の全部又は一部について、財務大臣から繰上償還を命ぜられても異存ないものとする。

② ①の定めにより繰上償還が行われる場合において、「法人等名」は財務大臣から加算金（貸付けの日の翌日から支払いの日までの期間に応じ、当該償還すべき額（「法人等名」が、その一部を償還した場合における当該償還の日の翌日以降の期間については、その額から既に償還した額を控除した額）に対し、繰上償還時点において財務大臣が一般金融市場における金利を勘案して定める率から当該償還すべき額の利率を控除した率を乗じて得た金額）を求められても異存ないものとする。

(3) ① 「法人等名」は、この借入金の全部又は一部について、財務大臣の承認を得て繰上償還をすることができるものとする。この場合において、財務大臣は、「法人等名」から繰上償還の申し出があり、当該繰上償還に必要な補償金の支払が繰上償還と同時に確実に行われる見込みがあると認めるときに限り、繰上償還の承認をするものとする。

② ①に規定する補償金は、次のイに掲げる額がロに掲げる額を超える場合に必要なものとし、その額は、当該超過額（財務大臣が送付する同一の財政融資資金貸付金繰上償還承認通知書（以下この項において「承認通知書」という。）に2以上の記番号が異なる借用証書（以下この項において「異なる借用証書」という。）があるときは、異なる借用証書ごとに計算したイに掲げる額の合計額がロに掲げる額の合計額を超える場合における当該超過額）とするものとする。

イ 各支払期日ごとに計算した次の額の合計額 財務大臣から別途送付される繰上償還前の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額から、承認通知書に添付される繰上償還後の財政融資資金貸付金償還年次表に当該支払期日の元利金の償還所要額として記載された額を控除した額に、当該支払期日と繰上償還日との期間に最も近い残存期間を有する国債の利回りを勘案して財務大臣が定める割引率を乗じた額

ロ この借入金に係る繰上償還額

(4) 財務大臣の承認を得ないで、重要な財産を譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

4 利子の支払期日 年 月 日及び 年 月 日

5 利子の支払方法 借入日の翌日から 年 月 日までの利子を日割計算の方法により 年 月 日に、 年 月 日から 年 月 日までの利子を半年賦計算の方法により 年 月 日に支払うものとする。

6 違約金の割合 元利金、3(2)②に規定する加算金又は3(3)①に規定する補償金（以下この項において「元利金等」という。）の支払期日に元利金等の全部又は一部の支払をしなかった場合においては、当該支払をしなかった元利金等の金額に対し、支払期日の翌日から支払の当日まで年 %の割合により違約金を支払うものとする。ただし、この割合は、金融情勢に応じて変更されても異存ないものとする。

7 債務履行の場所 日本銀行本店

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

2 金額の欄は、アラビア数字により、円単位まで記入すること。

3 「利子の支払期日」及び「利子の支払方法」の欄には、該当する空欄箇所に年月日を記入し、該当しない空欄箇所については一線を記入すること。

4 貸付決定時において繰上償還が予定されているものについては、その旨を用途欄に記載すること。この場合において、「法人等名」は、この借入金により取得した財産の全部若しくは一部を処分できる見込みがあるとき又はこの借入金に係る事業に関し予定された収入金の全部若しくは一部を得ることができる見込みがあるときには、財務大臣に遅滞なくその旨を申し出るものとし、当該処分をしたとき又は当該収入金を得たときには、借入金の全部又は一部について、財務大臣から繰上償還を求められても異存ないものとする。

5 貸付決定時において、繰上償還に係る補償金制度及び加算金制度の適用が適当でないと認められるものについては、「償還期限」中の(2)②及び(3)は記載しないものとし、かつ、「違約金の割合」の欄は、「元利金の支払期日に元利金の全部又は一部の支払をしなかった場合においては、延滞元利金に対し、支払期日の翌日から延滞元利金支払の当日まで年 %の割合により違約金を支払うものとする。ただし、違約金の割合は、金融情勢に応じて変更されても異存ないものとする。」と書き換えること。

6 償還期限が6ヶ月を超える場合には、「償還期限」中に財務大臣が定める償還方法を記載するとともに、必要があるときは利子の支払方法等の記載について所要の調整を加えることができる。

7 貸付決定時において、重要財産の処分に対する承認の規定の適用が適当でないと認められるものについては、「償還期限」中の(4)は記載しないものとする。